

警備業法が改正

令和6年4月1日付け

されます!!



主な改正概要

- 公安委員会が交付する**認定証が廃止**されます。
- 警備業者は、認定証の代わりに「**標識**」を作成し、**主たる営業所に掲示するとともに、ウェブサイトに標識を掲載する必要があります。**（標識の様式は、下記のとおり）

標識の様式

警備業者

認定をした公安委員会	群馬県公安委員会
認定の番号	第42〇〇〇〇〇〇〇号
有効期間	令和●年●月●●日から 令和●年●月●●日まで
氏名又は名称	●●警備保障株式会社
所在地	群馬県前橋市大手町●丁目●番●号

- 記載要領
備考
- 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。
 - 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
 - 2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※ウェブサイトに掲載する場合は、大きさの指定はありません。

ウェブサイトへの掲載義務の免除

次のいずれかに該当する場合は、標識のウェブサイトへの掲載義務が除外されます。

- 常時使用する従業者の数が**5人以下**である場合
- 警備業者が管理する**ウェブサイト**を有していない場合

裏面もご覧ください。



認定証の書換え・再交付手続の廃止

- 認定証の廃止に伴い、認定証の「書換え」、「再交付」の手続がなくなります。
- ※ 法改正後、標識の記載事項（氏名又は名称・所在地）に変更が生じた場合、警察署窓口での書換え手続はありませんが、**変更の届出は従来どおり行う必要**があります。
- ※ 標識の記載事項に変更があった場合は、**新たに標識を作成**して下さい。

変更される申請書・届出書

令和6年4月1日付けで、一部の様式が変更されますので、同日以降は、新しい様式で申請・届出をお願いします。

- 「認定申請書」が「認定申請書」に**名称変更**されます。
- 「法第11条第4項変更届出書」が「法第11条第3項変更届出書」に**名称変更**されます。
- 「法第11条第1項変更届出書」、「服装届出書」、「服装変更届出書」、「護身用具届出書」、「護身用具変更届出書」、「営業所設置等届出書」等、**一部の様式が変更**されます。
- ※ 法改正により、認定証の廃止や条項にずれが生じたことによる変更であり、申請書・届出書の内容に大きな変更はありません。
- ※ 例えば「認定証の番号」と記載された箇所が「認定の番号」と変更される等

その他の留意事項

- 変更後の**申請書等の様式**や**標識の様式のモデル**は、**県警ホームページに掲載**します。
- 標識のウェブサイトへの掲載は、**ウェブサイトのトップページに縮尺表示した標識を表示**させるなど、見やすく明瞭に掲載してください。
- 認定の有効期間の更新を受けた後、新たな標識を作成する必要がありますが、標識の作成に必要な「**認定の番号**」や「**認定の有効期間**」は、警察署窓口で**書面を交付する等して通知**します。
- 既に交付を受けている認定証は、令和6年4月1日以降は不要となりますので、**警察署窓口へ提出**してください。